

4月1日より

市役所組織が変更になります

こども未来課を教育委員会に移管

「すべては子どもたちのために」を合言葉に、「富良野の子どもたちを育てる」という視点に立ち、0歳から18歳までの教育・子育て支援などの一元化を図るため、こども未来課（へき地保育所・こども通園センター・子育て支援センターを含む）及び虹いろ保育所を教育委員会に移管します。

これにともない、こども未来課の事務所は、4月3日より現在の保健センター2階から図書館3階に移転となります。なお、子育て支援センターによる「ふれあい広場・子育てサロンなど」は、これまでどおり、保健センターで行います。

4月以降のこども未来課の主な業務

- ・児童福祉法にもとづく育成・指導に関すること
- ・子ども・子育て支援に関すること
- ・障がい児通所支援に関すること
- ・母子・父子・寡婦福祉に関すること
- ・保育所・幼稚園の入所に関すること
- ・児童扶養手当に関すること

☎教育委員会こども未来課 ☎39-2223

移管前のこども未来課の業務を一部他の係へ移管

4月以降は次の係が窓口となります。

①保健医療課医療健診係（保健センター1階）が窓口になる業務

- ・乳児用おむつ券交付事業
- ・おむつ用ごみ袋給付事業
- ・第3子以降多子世帯出産祝金給付事業

☎保健医療課医療健診係 ☎39-2200

②市民協働課自治・交通・消費係（文化会館）が窓口になる業務

- ・配偶者暴力防止（DV）対策事業

☎市民協働課自治・交通・消費係 ☎39-2311

◆4月1日より子育て支援センターの電話番号が変わります
子育て支援センター ☎39-2335

◆4月1日よりこども未来課のFAX番号が変わります
FAX56-7228

自治・交通・消費係を文化会館に移動

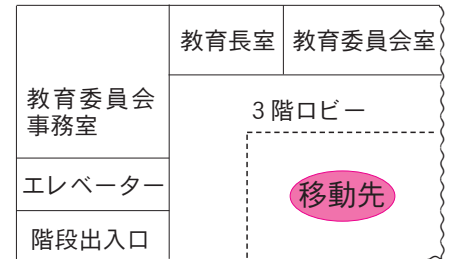
昨年の機構改革で市民協働課を新設しましたが、自治・交通・消費係（本庁舎1階）と文化・スポーツ係（文化会館1階）がそれぞれ分散して業務を遂行していたため、より活動しやすい環境づくりの観点から、4月より自治・交通・消費係が文化会館1階に移転します。

市民協働課自治・交通・消費係の主な業務

- ・町内会・地域会館に関すること
- ・交通・防犯に関すること
- ・国際交流に関すること
- ・犬の登録に関すること
- ・墓地・火葬場に関すること
- ・消費生活に関すること
- ・配偶者暴力防止（DV）対策事業（こども未来課より業務を移管）

☎市民協働課（文化会館1階） ☎39-2311 FAX39-2330

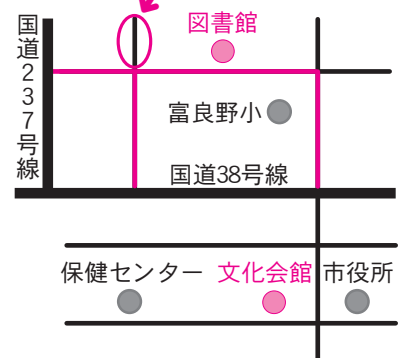
図書館3階こども未来課



富良野小学校周辺の交通規制について

下記の赤いラインの富良野小学校周辺の道路（国道は除く）は、日曜日・祝日を除く午前7時30分から午前9時まで歩行者・自転車専用道路です。**この時間帯は、自転車以外の車両の通行はできません。**居住地・職場が当該区域内にあり、規制されている道路を通行しなければ車庫などに入庫できない場合は、**通行許可を受けることができます。**通行許可の申請は富良野警察署となります。居住地の記載がある車検証・免許証が必要です。<わし>は警察署（☎22-0110）に問い合わせください。

運行はできますが、富良野小学校方面に向かう場合は、右左折ができませんので注意してください。



文化会館1階市民協働課

